

途上国問題の新たな展開

① 開発問題への焦点

本ラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」と銘打たれているとおり、途上国の開発問題が重大なテーマとして取り上げられている。これは、拡大と深化を続けるグローバリゼーションが経済発展を促進する一方で、同時に負の側面も持つことが NGO や一般市民も含めて広く認識され、その一つのあらわれである開発問題への十分な対応なしには、自由貿易の推進が十分にできないという認識が強まってきたことを背景とするものといえよう。例えば、貿易の拡大は、途上国に国内産業保護問題を惹起するとともに、モノカルチャー経済や貧困からの脱却が必ずしも進まない場合もあり、加えて環境破壊等の問題も引き起こされている。「自由貿易は開発を促進する」とうテーゼは少なくとも無条件には成り立たないとの見解が共有されつつあり、テーゼを成り立たせるためのより積極的な取組みの必要性が強く認識されるに至った。

また、1990 年代後半のアジア通貨危機を一つの契機として、いわゆる IMF・世銀体制について疑問が呈されたことも、開発問題への新たな取組みが模索される要因となった（例えば、Joseph E. Stiglitz, *Globalization and Its Discontents*, 2002）。貿易体制のみならず、IMF・世銀をはじめとする他の国際機関の取組みも含め、様々観点から開発問題への取組強化が求められているといえよう。

② ドーハ・ラウンドの位置づけ

このような開発問題への関心の高まりの中で開始されたドーハ・ラウンドは、貿易機関としての WTO がいかに開発問題に関わっていくかという深遠な課題を抱えている。確かに、WTO の前身の GATT においても、50 年代後半以降、途上国の加盟国が増加するにつれ途上国の開発問題への対応が検討されるようになった。途上国に対する優遇措置として、「特別かつ異なる待遇」（S\$D 条項）が各協定に盛り込まれることとなったのは、こういった検討が続けられてきた結果である。しかし、ウルグアイ・ラウンドまでの取組みは現在のそれに比べれば限られたものであった。今回のドーハ・ラウンドにおいて、途上国は開発問題に対する一層の取組強化を求めており、例えば、既存の S\$D 条項の強化や義務化のほか、各交渉分野における優遇措置を求めている。

ドーハ・ラウンドにおいて WTO 事務局がはじめた開発問題に対する新たな取組みの一つが、キャパシティ・ビルディングのための基金（ドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンド（GTF））の設置である。これは、ムーア事務局長（当時）のイニシアティブにより、加盟国から基金を募り、キャパシティ・ビルディングを提供していくこととしたものである（詳細は後述）。WTO は従来から、国際貿易が開発に資するとする考え方を基にして、自由貿易を推進するための法体系を提供してきているが、このように自ら開発に直接携わることはなかった。現在、WTO は GTF を利用して、今回のラウンドに直接繋がる「WTO 関連キャパシティ・ビルディング」として、WTO 協定履行能力向上や交渉能力向上のための人材育成等を積極的に行っている。

貿易が開発を推進するための条件整備を行う上では、様々な角度からの対応が必要となる。例えば、WTO 事務局が行っている協定履行能力のための人材育成のみではなく、実際に協定を履行できる国佐内制度の確立や、貿易財・サービスを十分に提供する国内産業の強化も重要な役割を果たすと考えら

れる。このような分野については、IMF・世銀等の他の国際機関や援助ドナー国の取組が行われてきているが、現在の世界的な開発問題への潮流を見ると、これらの取組について再検討が求められているといえる。ドーハ・ラウンドは、WTO が自らの専門性を活かして国際貿易の秩序を維持するために、開発問題にどこまで踏み込み、どのように取り組むかについて検討している場でもある。